

社会福祉法人海南市社会福祉協議会
海 南 市 善 意 銀 行 運 営 要 綱

(目的)

第1条 社会福祉法人海南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）海南市善意銀行（以下「銀行」という。）規程第13条の規定に基づき、銀行の運営並びに事務取扱について定めることを目的とする。

(運営)

第2条 銀行が地域ぐるみの社会福祉活動に密着するよう、本会事業の一環として開設し、次のことを実施する。

- (1) 福祉施設や地域住民のニーズに対応できるよう努める。
- (2) 預託金品の払出しについては、預託者が奉仕の喜びを感じるように努める。
- (3) ボランティア活動への理解を深めるとともに、ボランティアの育成を図り、恒久的なボランティア活動の普及に努める。
- (4) 災害等により、緊急かつ一時的に生計の負担が大きくなった低所得世帯に対して経済的支援を実施する。

(趣旨の周知徹底)

第3条 この銀行は、自発的な善意に基づいて奉仕するものであるため、趣旨の周知徹底については、広報紙等を通じて住民に周知徹底する。

(預託口座)

第4条 どのような小さなもの、ささやかなものでも貴重な善意を預けていただくために、次の口座を設ける。

口 座	預 託 内 容
現金口座	現金（祝儀・香典返し、バザー売上金、催しの収益金等）
物品口座	図書、遊具、玩具、飲食物、苗木、建築材料等

(払出し対象の範囲)

第5条 預託された金品の払出し対象の範囲は、次のとおりとする。ただし、団体等の経常的な運営費又は事務費、介護保険事業、その他別に定める預託金払出し実施要領において対象外とされた費用は除く。

- (1) ボランティア活動への援助
- (2) 社会福祉施設、福祉団体等への活動援助
- (3) 災害被災者への災害見舞金支給

(4) 生活困窮者等への緊急かつ一時的な援助（食料援助等）

(5) 基金への積立

(6) その他

(ア) 前各号のほか善意銀行運営委員会（以下「委員会」という。）において了承されたもの

(イ) 第4号のほか緊急対策

(申請)

第6条 預託金品の払出しを受けようとする者は、別に定める様式により申請しなければならない。

2 申請は、1団体等について1件とする。ただし、同一法人の申請については、1件のみとする。

(払出し)

第7条 払出し先を個別に指定された指定預託金品は、委員会の審議を経ないで、会長が受託後、物品については2週間以内に指定先に直接払い出す。金品については奇数月にまとめて振込にて払出す。

2 任意預託金品は、委員会の審議を経て払出す。ただし、預託金の払出し金額は、1件につき原則として30万円までとする。

3 第5条第3号、第4号及び第6号（イ）の事由については、委員会の審議を経ないで、会長が速やかに払出しすることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。